

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年1月9日（平成30年（行情）諮問第10号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（行情）答申第209号）

事件名：処分説明書（特定年度 大阪矯正管区）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書2及び文書3（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月22日付け大管発第2540号をもって大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

2（2）（行政文書開示決定通知書における別紙に掲げる文書2及び文書3に係る不開示理由を指す。）に関し、「事案の特殊性」を理由に不開示とするのであれば、当該事案の特殊ならざる部分については、開示の必要があり、特殊ならざる部分まで不開示とした処分は理由なく違法である。

（2）意見書

別紙に掲げる文書1ないし文書3の被処分者の所属部課を明らかにしたところで、本人特定情報につながることは、考えられない。

また、事案の特殊性に係る記述については、処分庁がいうように、想像されたとしても、「ある程度特定」ととどまり、個人特定情報たりえないことが明らかである。

その余の文書についても、「ある程度特定」ととどまり、法の「知る権利」が黒ぬり部分に勝ることは明白である。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が大阪矯正管区長（処分庁）に対し、法に基づき、行政文書開示請求書により開示請求を行ったことを受けて、処分庁が、平成29年8月22日付け大管発第2540号行政文書開示決定通知書をもって、別紙に掲げる文書1ないし文書3の行政文書を一部開示するとの決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、

「事案の特殊性」を不開示理由とするのであれば、特殊ならざる部分については部分開示すべきである旨主張していることから、以下、当該文書における不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号本文前段該当性について

文書1ないし文書3には、被措置者又は被処分者である特定職員の氏名、官職、監督措置又は懲戒処分に係る内容等が記載されていることから、一件ごとに当該被措置者又は当該被処分者に係る法5条1号本文前段の不開示情報に該当する。

(2) 法5条1号ただし書該当性について

文書1は13件の監督措置に関する実施記録であるところ、いずれの事案も報道機関に対する公表等がなされておらず、法5条1号ただし書イに該当しない。

文書2は3件の懲戒処分に関する説明書であるところ、うち2件については、報道機関に対する公表がなされており、かつ、公表から1年を経過していない。そこで、公表された情報を基準として、期間経過による社会的影響及び事案に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と非違行為事案を起こした職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えた結果、同2件の「官職」欄については開示することとしている。一方、残り1件については、報道機関に対する公表がなされておらず、法5条1号ただし書イに該当しない。

文書3は1件の懲戒処分に関する説明書であるところ、報道機関に対する公表等がなされておらず、法5条1号ただし書イに該当しない。

なお、文書1ないし3のいずれについても、上記以外に法5条1号ただし書イに該当する部分は認められない。

(3) 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分に記載された情報について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは言えないことから、法5条1号ただし書ロに該当する部分は認められない。

また、被措置者又は被処分者が公務員であり、本件不開示部分の中に被措置者又は被処分者の職務に関係する部分を含むとしても、監督措置を受け、又は懲戒処分を受けることは、被措置者又は被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当する部分も認められない。

(4) 法6条2項による部分開示の可否について

文書1ないし3における不開示部分のうち、被措置者又は被処分者に係る所属部課、氏名、官職（上記2（2）で記載した2件を除く。）、

級及び号俸並びに当該非違行為関係者の年齢については、法6条2項の「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」（以下「個人識別部分」という。）に該当し、部分開示することはできない。

以下、当該個人識別部分を除く不開示部分について、法6条2項による部分開示の可否について検討する。

ア 措置者又は処分者の官職及び氏名

「措置を行った者」又は「処分者」として、所長を除く職員の官職及び氏名が不開示とされているところ、これらの情報を開示した場合、そのみで被措置者又は被処分者個人を認識できるとまでは言えないが、少なくとも被措置者又は被処分者の所属部課等が明らかとなり、既に開示されている内容等と併せること等により、被措置者又は被処分者の同僚等の関係者にとっては、当該被措置者又は被処分者をある程度特定することが可能となり、一般的には他人に知られることを忌避する性質の情報である監督措置又は懲戒処分を受けたこと、さらには措置又は処分の内容までもが当該関係者に知られることとなり、当該被措置者又は被処分者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、当該不開示部分を部分開示することはできない。

イ 職歴，事案の発生日時及び場所並びに事案の特殊性に係る記述について

既に開示されている部分により、措置又は処分の対象となった事実が一定程度明らかになっているところ、さらに被措置者又は被処分者の職歴や事案の発生日時及び場所、事案の特殊性に係る記述を開示した場合、既に開示されている部分の情報等と併せることにより、被措置者又は被処分者の同僚等の関係者にとっては、当該被措置者又は被処分者をある程度特定することが可能となり、一般的には他人に知られることを忌避する性質の情報である監督措置又は懲戒処分を受けたこと、さらには措置又は処分の内容までもが当該関係者に知られることとなり、当該被措置者又は被処分者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、当該不開示部分を部分開示することはできない。

- 3 以上のとおり、処分庁が不開示とした各部分は、法5条1号に該当するものであり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年1月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |

- | | |
|----------|---------------|
| ④ 同年2月1日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ 同年7月2日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書3の開示を求めるものであるところ、処分庁は、審査請求人に対する求補正及びこれに対する審査請求人からの一部請求取下げを含む回答を踏まえて、文書1ないし文書3を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

当審査会において当該各文書を見分したところ、次のとおり認められる。

- (1) 文書1は、13件の訓告等の措置に関する実施記録（特定刑事施設）であって、それぞれが「1 措置を行った日時」、「2 措置を行った者」、「3 措置の対象者」、「4 根拠法令」、「5 措置の種類」及び「6 措置の対象となる事実」の6つの欄で構成されている。
- (2) 文書2及び文書3は、いずれも懲戒処分に関する処分説明書（文書2は3件、文書3は1件）であって、それぞれが「1 処分者」、「2 被処分者」及び「3 処分の内容」の3つの欄で構成されている。
- (3) そして、文書1については、①「2 措置を行った者」欄に記載された「官職」の一部及び「氏名」、②「3 措置の対象者」欄に記載された「所属部課」、「氏名」、「官職」及び「級及び号俸」並びに③「6 措置の対象となる事実」欄に記載された「措置の対象となる事実」の一部が不開示とされており、また、文書2及び文書3については、いずれも、④「2 被処分者」欄に記載された「所属部課」、「氏名」、「官職」及び「級及び号俸」並びに⑤「3 処分の内容」欄に記載された「処分の理由」の一部が不開示とされている。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、文書2及び文書3（本件対象文書）に係る不開示理由に関し、「当該事案の特殊ならざる部分については、開示の必要があり、特殊ならざる部分まで不開示とした処分は理由なく違法である」等と主張していることから、文書2及び文書3の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書には、懲戒処分の被処分者である特定の刑事施設職員の氏名、所属、官職等とともに、被処分者の非違行為の内容及びこれに対

する処分の種類が記載されていると認められることから、本件対象文書に記載された情報は、各被処分者（文書2は3人、文書3は1人）に係る懲戒処分に関する処分説明書ごとに、全体として各被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(2) 法5条1号ただし書該当性について

ア 法5条1号ただし書イ該当性について

(ア) 文書2について

文書2は3件の懲戒処分に関する処分説明書であるところ、諮問庁の説明によれば、うち1件の事案（処分発令日が平成28年10月13日のもの）については報道機関に対する公表等がされていないとのことであり、この説明を覆すに足りる事情はないことから、当該事案に係る本件不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

他方、その余の2件の事案について、諮問庁は、報道機関に対する公表がなされており、かつ、公表から1年を経過していないことから、公表された情報を基準として、期間経過による社会的影響及び事案に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と非違行為事案を起こした職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えた結果、当該2件の「官職」については開示することとした旨説明するので、諮問庁から上記報道発表に係る公表資料の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、当該2件の事案に係る本件不開示部分には、上記公表資料にある記述内容は記載されていないと認められる。

したがって、当該2件の事案に係る本件不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

(イ) 文書3について

文書3は1件の懲戒処分に関する処分説明書であるところ、諮問庁の説明によれば、当該事案については、報道機関に対する公表等がされていないとのことであり、この説明を覆すに足りる事情はないことから、同事案に係る本件不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分に記載された情報について、法5条1号ただし書ロ

に該当する事情があるとは認められず、また、被処分者が公務員であり、本件不開示部分の中に被処分者の職務に係る部分が含まれているとしても、監督措置を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないことから、同号ただし書ハに該当するとも認められない。

(3) 法6条2項による部分開示の可否について

ア 文書2及び文書3の「2 被処分者」欄に記載された「所属部課」, 「官職」, 「氏名」及び「級及び号俸」(上記1(3)④に係る部分)について

標記の不開示部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

イ 文書2及び文書3の「3 処分の内容」欄に記載された「処分の理由」の一部(上記1(3)⑤に係る部分)について

標記の不開示部分には、各非違行為の行われた日時、場所及び事案の特殊性に関する具体的な情報が記載されていると認められる。そこで、標記の不開示部分に記載された各非違行為の行われた日時、場所及び事案の特殊性等を踏まえて検討すると、既に文書2及び文書3のうちの各非違行為の内容が記載された「処分の理由」の一部の外、処分者や処分の発令日等に関する部分等が開示されていることから、標記の不開示部分を公にすると、既に開示されている部分の内容と併せることにより、処分の対象となった事実が一定程度明らかになり、被処分者の同僚等の関係者にとっては、当該被処分者がある程度特定することが可能となり、一般的には他人に知られることを忌避する性質の情報である懲戒処分を受けたこと、更には処分の内容までもが当該関係者に知られることとなり、当該被処分者の権利利益を害するおそれがないとは認められない旨の諮問庁の説明は首肯でき、標記の不開示部分を部分開示することはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙（処分庁が特定した文書）

文書1 「訓告等の措置に関する実施記録」（平成28年度 特定刑事施設）

文書2 「処分説明書」（平成28年度 特定矯正管区）（本件対象文書）

文書3 「処分説明書」（平成27年度 特定刑事施設）（本件対象文書）